

## The SAGA 認定酒 20 周年プロモーション業務委託仕様書

### 1. 事業の背景

佐賀県は日本酒づくりが盛んであり、400 年以上続く有田焼などの伝統工芸品の歴史が紡がれ、豊かな自然環境の中で質の高い食材が生産されるなど、日本酒と共に楽しむことができる県産品を多数有している。

また、佐賀県産の日本酒及び焼酎（以下「佐賀酒」という。）に対する消費者の信頼と評価を向上させることを目的として、平成 16 年度に佐賀県原産地呼称管理制度を創設し、県産の原料と水を 100% 使用し、県内蔵元が醸造・蒸留した製品のうち一定の基準をクリアしたものを The SAGA 認定酒として認定し、佐賀酒の質の向上や地元農家の酒米生産の意欲向上、佐賀酒の認知拡大を図っているところである。

当該制度が創設されたことにより、佐賀酒全体の質が向上し、県内飲食店における佐賀酒の取扱いが一般化した一方で、The SAGA 認定酒の存在意義が薄れている現状がある。

### 2. 目的

本委託業務では、The SAGA 認定酒が初めて認定されてから 20 周年を迎えたことを機に、佐賀県及び福岡県における The SAGA 認定酒の認知を改めて広げるとともに、当該制度が果たしてきた役割や成果などをしっかりと伝えることで、The SAGA 認定酒の存在意義を高めることにより、消費喚起につなげることを目指す。

### 3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、本県と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

### 4. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

#### (1) プロモーション事業の企画関連

- ・目的を達成するため、企画の立案、プロモーションの実施設計等を行うこと。
- ・企画、設計を行ううえで、本業務の主なターゲットは佐賀県内及び福岡県内の一般消費者とする。

#### (2) 20 周年を記念する企画の実施

- The SAGA 認定酒 20 周年を記念し、The SAGA 認定酒の認知と消費拡大に繋がる企画を佐賀県内で 3 回実施すること。
- The SAGA 認定酒や佐賀酒に馴染みがない一般消費者が参加したくなるような企画とすること。  
例：食べ物（県産品を使ったおつまみ、スイーツ等）との組み合わせやレシピの提案、料理家や(3)で起用する方などの著名人とのコラボレーションイベントなど

### (3) ラジオを活用した広報

- 佐賀県内の一般消費者をターゲットとして、エフエム佐賀におけるラジオを活用した広報を実施すること。
- ラジオ番組のパーソナリティや著名人を活用する等、The SAGA 認定酒や佐賀酒に馴染みがない一般消費者が関心を持ちやすい内容とすること。
- 放送時間帯、放送回数等は、なるべく多くの佐賀県内の一般消費者に認知してもらうための効果的な内容を提案すること。

### (4) SNS を活用した広報

- 佐賀県内及び福岡県内の一般消費者をターゲットとして、佐賀県が管理する SAGA BAR 公式インスタグラム (@sagabar\_official) を活用した広報に加え、SNS を活用した広報を実施とすること。
- 広報の内容や配信方法等については、The SAGA 認定酒や佐賀酒に馴染みがない 20 代・30 代を中心に関心を追ってもらうための工夫をすること。  
例：プレゼントキャンペーンやフォロワー数増のキャンペーン、(2)や(3)と連動した著名人の起用など

### (5) 福岡県内における広報

- 福岡県の一般消費者をターゲットとした広報を実施すること。
- 広報の媒体は、なるべく多くの福岡県内の一般消費者に認知してもらうための効果的な内容を提案すること。  
例：交通広告（バス停・地下鉄・駅等）、フリーペーパー等

## 5. 成果指標の設定とその検証

受託者は、次に掲げる成果指標の達成に努めること。

- The SAGA 認定酒の意識調査

佐賀県内及び福岡県内在住者の The SAGA 認定酒を知っている、見たことがある、飲んだことがある人の割合が、プロモーション実施前よりも増加している。

6. 履行期間

令和 年 月 日から令和8年3月31日まで

7. 支払方法

前金払・完了払

8. 委託金額

上記業務内容を履行するために必要な費用

9. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本県が指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 実績報告書 1部

(2) その他、本県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果品（実績報告書等）については、電子データでも1部納品するものとする。